新型コロナウイルス感染症で宿泊療養されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、記入した請求書は、宿泊療養施設の職員に渡してください。

（注意点）

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第５条）。

記入上の注意点は別紙の記入例を参照してください。